

[事案 27-142] 祝金積立利息請求

・平成 28 年 2 月 16 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時の設計書に記載されている祝金据置累計額と実際に支払われた満期祝金等との差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 5 年 1 月に契約したこども保険について、以下の理由により、設計書記載の祝金据置累計額と満期祝金等の差額を支払ってほしい。

- (1) 保険会社は、契約時は条件の良いパンフレット・設計書にもとづいて申込みを誘い、支払時は設計書等に記載の金額を減額して、そのことの説明もない。
- (2) 本契約の設計書には、祝金据置累計額が記載されている。
- (3) 保険会社は、設計書では将来設定額が算出できているのに、契約後、支払時までには利率の変動に伴う将来設定額を知らせていないのは、不当である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当社は申立人に対し、満期時に支払われる保険金等について、設計書に記載された金額を約束したことはない。
- (2) 設計書に記載された祝金据置累計額は「約〇万円」と概算表示になっており、また、据置金は会社所定の利率で積み立てられる旨およびこの利率は経済情勢等により変動することがある旨の記載がある。この設計書等の記載からすれば、募集人は、設計書に記載された金額の支払いを約束するものでないことを説明していたと考えられる。
- (3) 契約後、毎年所定の時期に通知を送付し、都度、通知作成時点での据置祝金の残高および積立利率等の契約状況を報告している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人に対して、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため事情聴取を行った。なお、募集人は既に退職しており、連絡が取れなかったため、事情聴取を行うことができなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が主張する内容で契約が成立したとは認められず、募集人が設計書の記載に明確に反する説明を行ったとの具体的な反証がないこと、また保険会社は毎年所定の時期にその時点での積立利率を前提とした将来の満期時の受取額を計算して、契約者に通知すべき法的義務を負うとは言えないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。